

## 第357回（定例）兵庫県議会 付託議案審査参考資料

### 【令和3年度関係】

第203号議案	第2期兵庫県スポーツ推進計画の策定	・・・・・・・・・・	2
---------	-------------------	------------	---

### 【令和4年度関係】

第24号議案	使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例中 関係部分	・・・・・・・・・・	4
第29号議案	職員の給与等に関する条例及び公立学校教育職員等の給与に 関する条例の一部を改正する条例中 関係部分	・・・・	6
第45号議案	兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例	・・・・	7
第58号議案	公の施設の指定管理者の指定	・・・・・・・・・・	8

教 育 委 員 会

## 【令和3年度関係】

# 第203号議案 第2期兵庫県スポーツ推進計画の策定

兵庫県スポーツ推進計画の計画期間が終了（平成24年度～令和3年度）することから、この10年間の評価検証と新たな時代の潮流を踏まえ、さらなる兵庫県のスポーツ振興を図るため、第2期兵庫県スポーツ推進計画を次のとおり策定する。

### 1 計画の位置づけ

- (1) スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条第1項の規定に基づく「地方スポーツ推進計画」として、国の「スポーツ基本計画」を参酌して策定
- (2) 兵庫県のスポーツ推進の基盤となる基本計画
- (3) 兵庫らしいスポーツ環境を整備するための政策目標を示した計画
- (4) 現行の「兵庫県スポーツ推進計画」を改定した後継計画

### 2 計画の期間

令和4年度から令和13年度までの10年間

### 3 基本理念

「する・みる・ささえる」スポーツへの参画を通じて、「躍動する兵庫」の実現をめざす。

### 4 政策目標と施策目標

- (1) 子ども・ユーススポーツの推進
  - ・ 運動・スポーツが好きになる機会の創出
  - ・ 発育・発達段階に対応したスポーツ環境の整備
  - ・ ファミリースポーツ等の機会の充実
- (2) 生涯スポーツの推進
  - ・ 誰もが気軽に参画できるスポーツ機会の充実
  - ・ 総合型地域スポーツクラブの質的充実
  - ・ 行政、スポーツ団体、大学、民間事業者の連携強化
- (3) 競技スポーツの推進
  - ・ 次世代アスリートの発掘・育成
  - ・ アスリートの育成と強化環境の整備
  - ・ トップアスリートが活躍できる場の支援

(4) 障害者スポーツの推進

- ・ 障害者スポーツの裾野拡大
- ・ 障害者スポーツの競技力向上
- ・ 障害者スポーツへの理解促進

※ eスポーツについては、障害者がスポーツに参画する有効な手段の1つとなることから、  
国の動向を踏まえ検討

【令和4年度関係】

第24号議案 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例中 関係部分

1 制定の理由

(兵庫県立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

兵庫県立弓道場（以下「弓道場」という。）の機能を充実させるために新たに整備する施設の利用料金を定めるため、所要の整備を行う。

2 制定の概要

(1) 弓道場の会議室等の利用料金を定める（別表関係）。

ア 専用利用

区分	基準額					
	現 行			改 正 案		
	開館時刻 から 12時まで	13時から 閉館時刻 まで	開館時刻 から 閉館時刻 まで	開館時刻 から 12時まで	13時から 閉館時刻 まで	開館時刻 から 閉館時刻 まで
射場	2,500円	3,300円	5,800円	2,500円	3,300円	5,800円
会議室				4,700円	6,300円	11,000円
利便施設	使用料及び手数料徴収条例別表第1建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額			使用料及び手数料徴収条例別表第1建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額		
附属設備				別に教育委員会規則で定める額		

※ 射場については、小学校の児童、中学校・高等学校の生徒が利用する場合の基準額は、上記の半額とする。

イ 共同利用

区分	基準額	
	現 行	改 正 案
射場	1人2時間につき150円。ただし、2時間を超える場合は、1時間につき100円を加算した額とする。	1人2時間につき150円。ただし、2時間を超える場合は、1時間につき100円を加算した額とする。
更衣室	1人1回につき 100円	

※ 射場については、小学校の児童、中学校・高等学校の生徒が利用する場合の基準額は、上記の半額とする。

※ 更衣室については、就学前の者、小学校の児童、中学校・高等学校の生徒が利用する場合の基準額は、上記の半額とする。

(2) その他規定の整備を行う（別表関係）。

### 3 施行期日

令和4年4月1日

## 第29号議案 職員の給与等に関する条例及び公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例中 関係部分

### 1 制定の理由

(公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部改正)

県政改革方針（見直し後の行財政運営方針）に基づき、職員の給与に係る抑制措置について、本県の財政状況を踏まえ、引き続き実施することとし、関係条例について所要の整備を行うため、この条例を制定しようとする。

### 2 制定の概要

公立学校教育職員等の給与に関する条例（以下「教育職員給与条例」という。）の一部改正

#### (1) 管理職手当の特例

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に支給する管理職手当の月額について、引き続き100分の12に相当する額を減じた額とする措置を実施する（教育職員給与条例附則第3条関係）。

区 分	減額率
管理職	△12%

#### (2) その他

規定の整備を行う（教育職員給与条例附則第5条関係）。

### 3 施行期日

令和4年4月1日

## 第45号議案 兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例

### 1 制定の理由

公立学校における児童生徒数の増減等を踏まえ、学校教職員の定数を改めるため、この条例を制定しようとする。

### 2 制定の概要

学校教職員の定数を次のとおり改める（第1条関係）。

区 分	現行 定数	改正後 の定数	増 減	備 考
小学校 (義務教育学校の 前期課程を含む。)	<u>13,623</u>	<u>13,694</u>	+71	児童数 203,845人→201,466人(△2,379) (通常学級△3,043人、特別支援学級+664人) 学級数 8,627学級→8,697学級 (+70) (通常学級+35学級、特別支援学級+35学級) 〔※第3学年が35人学級となることに伴い増加する学級数 114学級〕 学校数 577校→570校(△7)
中学校 (義務教育学校の 後期課程及び 中等教育学校の 前期課程を含む。)	<u>7,741</u>	<u>7,726</u>	△15	生徒数 97,947人→97,066人(△881) (通常学級△1,173人、特別支援学級+292人) 学級数 3,431学級→3,423学級(△8) (通常学級△44学級、特別支援学級+36学級) 学校数 258校→254校(△4)
高等学校 (中等教育学校の 後期課程を含む。)	<u>7,713</u>	<u>7,689</u>	△24	生徒数 92,360人→91,320人(△1,040) 学級数 2,229学級→2,203学級(△26) 学校数 137校(±0)
特別支援学校	<u>3,412</u>	<u>3,433</u>	+21	児童生徒数 5,094人→5,160人(+66) 学級数 1,279学級→1,291学級(+12) 学校数 40校→41校(+1)
合計	<u>32,489</u>	<u>32,542</u>	+53	

### 3 施行期日

令和4年4月1日

## 第58号議案 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
兵庫県立 <sup>うわの</sup> 兔和野高原野 外教育センター	美方郡香美町香住区香住870番地の1 香美町 香美町長 <sup>はまがみ</sup> <sup>はやと</sup> 浜上 勇人	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
	〔指定理由〕 (1) 地元町に管理運営を委ねることにより、町及び但馬高原植物園等の近隣町立施設等との連携のもと、サービス水準の向上と運営の合理化・効率化など効果的な管理運営が図られる。 (2) 現行の自然学校、野外活動等の受入事業に加え、兔和野高原及び瀬川平一帯を活用したイベントを開催するなど、当該施設を核とした地域振興事業を行うことにより地域活性化が期待できる。 (3) 香美町はこれまでも当該施設の指定管理者として安定した運営を行ってきており、施設の特性を活かした効率的な運営について十分な実績がある。	

〔第204号議案〕 兵庫県公立大学法人第二期中期目標の一部変更

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項の規定により、県は兵庫県公立大学法人が6年間（R1～R6）に達成すべき第二期中期目標を策定している。

兵庫県立大学において、附置研究所となる先端医療工学研究所を令和4年度に設置することに伴い、中期目標中、研究拠点の名称を変更するとともに、大学の基本組織の項目に同研究所に係る記載を追加する。

1 変更の概要

(1) 研究拠点の名称変更

第2 教育、研究及び社会貢献に関する目標

1 兵庫県立大学

(1) 国内外で自立し活躍する次代を担うリーダーを育成する大学

(略)

(2) 次代を切り拓く先導的・創造的な研究を推進する大学

ア 高度な研究基盤を活用した先端研究の推進

SPring-8、ニュースバル、スーパーコンピュータ「富岳」などの高度な研究基盤や、金属新素材研究センター、先端医療工学研究所（変更前：「拡充される先端医工学研究センター」）などの新たな研究拠点を活用し、将来の社会ニーズも踏まえ、特色ある最先端・異分野融合の研究をさらに推進する。

(2) 法人が設置する基本組織に追加

第5 教育研究上の基本組織

1 兵庫県立大学

(略)

(3) 附置研究所

政策科学研究所、高度産業科学技術研究所、自然・環境科学研究所、地域ケア研究所、先端医療工学研究所

(3) 「参考」の表に追加

(参考) 各学部・研究科の教育研究上の目的、各附置研究所の設置の目的

1 兵庫県立大学

(略)

(3) 附置研究所

研究所名	設置の目的
(略)	(略)
<u>先端医療工学研究所</u>	<u>県立はりま姫路総合医療センターをはじめとする医療機関、産業界、自治体と連携し、医療機器開発やデジタルヘルスなどの研究を推進するとともに、多様な学術分野と医療を融合させることにより先進的な技術開発やイノベーションの実現に貢献すること。</u>

# 閉会中の継続調査事件一覧

令和3年度

文教常任委員会

件名	項目	調査理由
1 「生きる力」を育む教育の推進について	1 義務教育の推進について 2 特別支援教育の推進について 3 高等学校教育の推進について 4 人権教育の充実について 5 防災教育・情報教育等の推進について 6 児童生徒の体力づくりと健康教育について 7 兵庫県公立大学法人への支援及び県内大学との連携について	<p>子どもたちが自立して社会で生き、創造性を伸ばし、豊かな人生を送るためには、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」などの「生きる力」を育むことが重要である。また、経済のグローバル化や少子高齢化等が急激に進む中、より高度な人材育成や研究水準の確保等、高等教育の充実も求められている。</p> <p>このため、基礎・基本の定着と発達段階ごとの「個」に応じた学習指導による学力向上方策の充実、グローバル人材等の育成、魅力ある高校づくりに加え、特別支援教育の推進などの取組みについて調査するとともに、トライやる・ウィークをはじめとした体験教育の実施等によるキャリア形成の支援や防災教育の推進、また人権や職業教育の充実、体力向上や食育の推進等について調査する。</p> <p>さらに、兵庫県立大学における次代を担うリーダーの育成、次代を切り拓く先導的・創造的な研究の推進、地域の未来の活力創出に貢献する取組みとともに、芸術文化観光専門職大学における社会に貢献する専門職業人の育成、地域活性化に資する研究の推進、地域の発展・繁栄及び新たな国際交流の推進に貢献する取組みについて調査するほか、本県と県内大学との連携についても調査する。</p> <p>これらにより、第3期「ひょうご教育創造プラン」に基づく、「『未来への道を切り拓く力』の育成」について総合的に検証する。</p>
2 子どもたちの学びを支える環境の充実について	1 教職員の確保と資質向上について 2 教職員の健康管理・福利厚生について 3 公立学校の学級編制及び教職員定数について 4 公立学校の施設整備及び修学支援の充実について 5 私学教育の充実支援について 6 地域教育の推進について	<p>多様化・複雑化する教育ニーズに対しては、教職員が子どもに関わる教育課題等に適切に対応することや校長のリーダーシップのもと、迅速かつ組織的に対応することが重要である。</p> <p>このため、自信をもって子どもたちの教育にあたるよう、教職員の資質向上、健康管理・福利厚生についての施策、取組みについて調査する。</p> <p>また、学級編制基準、教職員定数、不登校・いじめ・問題行動への対応、長寿命化改修・トイレ改修などの施設整備、修学支援の充実等、安心して学べる環境づくり、重大事案の防止に向けた施策、取組みについても調査する。</p> <p>さらに、公教育の一翼を担う私学教育の振興のための施策・取組みについても調査する。</p> <p>加えて、学校、家庭、地域における様々な交流や体験を通じて子どもたちの豊かな成長がかなえられるよう、それぞれが当事者として自覚と責任を持ち、連携・協力し、地域全体で子どもたちの教育に取り組むことが必要である。全国的には、児童生徒が学力等を身につけるための取組みについて、地域の力が効果を発揮している例もある。</p> <p>このため、地域や家庭の教育力の向上を図るための施策、取組みについても調査する。</p>
3 人生100年を通じた学びの推進について	1 社会教育の推進について 2 文化財の保存と活用について 3 生涯スポーツ・競技スポーツの振興について 4 ワールドマスターズゲームズ2021 関西の推進について	<p>自由時間や高齢者人口の増加等に伴い、県民の学習ニーズは高まるとともに多様化している。そのため、県民が生涯を通じて主体的に選択し得る様々な学習機会・場の提供が必要である。</p> <p>また、スポーツを通じて健康の増進を図ることは、人生を豊かにするとともに活力ある社会の形成に不可欠であり、誰もが年齢や体力に応じて「いつでも、どこでも、気軽に」参加できる機会や場の整備が求められている。特に、2022年に開催が延期された「ワールドマスターズゲームズ2021 関西」について、その機運の盛り上げを図っていく必要がある。</p> <p>このため、社会教育や文化財の保存と活用を図るための施策・取組み、神戸マラソンをはじめとした県民スポーツの振興等を図るための施策・取組みについて調査する。</p>

※各項目において、新型コロナウイルス感染症対策及び感染症を踏まえた対応の調査を含む